

平成28年度から適用される個人住民税の税制改正について

【主な改正点】

1. 公的年金からの特別徴収（天引き）制度の見直し
2. 公的年金に係る所得税の確定申告不要制度の改正
3. ふるさと納税に係る個人住民税の寄附金控除の制度改正

1. 公的年金からの特別徴収（天引き）制度の見直し

【改正の概要】

現行制度では、継続して特別徴収されている人の4月から8月までの仮徴収額は前年度2月と同額で算定されています。

また、10月から2月までの本徴収では、年税額から4月から8月までに仮徴収した額を差し引いた残額を3分割した額が特別徴収（天引き）されるようになっていきます。【下記①参照】

そのため、年金支払金額や所得控除の変化などに伴い、仮徴収額と本徴収額に差が出た場合、翌年度以降も継続して差が生じていました。

今回の制度改正により年税額に変更がない場合は、これまで生じていた仮徴収額と本徴収額の不均衡が是正されることとなります。【下記③参照】

なお、新規で特別徴収が開始になった人については、下記②のようになっています。

①前年度から継続して特別徴収の人の算出方法

徴収方法	特別徴収（天引き）					
徴収の区分	仮徴収			本徴収		
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	それぞれ前年度の2月に徴収された額と同じ額			それぞれ年税額から8月までの仮徴収額を差し引いた額の3分の1		

②前年度途中で65歳になるなど、新規で特別徴収開始になった人の算出方法

徴収方法	普通徴収 (納付書または口座振替による納付)			特別徴収（天引き）		
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	—	それぞれ年税額の4分の1		それぞれ年税額の6分の1		

【税制改正後の算出方法】

③前年度から継続して特別徴収の人の平成28年10月支給分からの算出方法

徴収方法	特別徴収（天引き）					
徴収の区分	本徴収			仮徴収		
納付月	10月	12月	翌年2月	翌年4月	翌年6月	翌年8月
税額	それぞれ年税額から8月までの仮徴収額を差し引いた額の3分の1			それぞれ前年度の年税額の6分の1		

※現行制度では、賦課期日（1月1日）後に市外に転出した場合や、特別徴収税額が変更になった場合は公的年金からの特別徴収は停止され、普通徴収（納付書支払または口座振替による納付）に切り替わることとなっていますが、改正後は市外転出や税額変更があっても、一定の要件の下、特別徴収を継続することになりました。

2. 公的年金に係る所得税の確定申告不要制度の改正

【改正の概要】

平成23年分以後、その年において公的年金等に係る雑所得を有する人で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には所得税の確定申告は必要ありません。

なお、雑所得となる主な公的年金等は次のものです。

- (1) 国民年金法・厚生年金保険法・公務員等の共済組合法などの規定による年金
- (2) 過去の勤務により会社などから支払われる年金
- (3) 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で、1に掲げる法律の規定による社会保険又は共済制度に類するもの。

(注意事項)

- ① 上記の場合であっても、医療費控除等による所得税の還付を受けるための確定申告をすることができます。
- ② 公的年金等以外の所得金額が20万円以下で確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。
- ③ 平成27年分以後は、上記3.に該当する外国の法令に基づく公的年金等を受給している人は、公的年金等に係る確定申告不要制度の適用はできません。

3. ふるさと納税に係る個人住民税の寄付金控除の制度改正

【改正の概要】

確定申告の不要な給与所得者等が「ふるさと納税」を行った場合の寄附金控除手続き簡素化のため、確定申告を行わなくても寄附金控除が適用される仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例」が創設されました。

また、平成27年以後に支出した都道府県・市区町村（地方公共団体）に対する寄附金「ふるさと納税」について、特例控除限度額が個人住民税所得割額の2割（改正前は1割）に引き上げられました。（平成28年度の個人住民税から適用）

(1) ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

平成27年4月1日以後に行う「ふるさと納税」において、寄附先の団体数が5団体以内の場合で、確定申告（住民税申告を含む）を行わない場合に限り適用されます。

なお、この制度の適用には寄附先の自治体に特例適用の申請書を提出する必要があります。

(注意事項)

- ① 確定申告をしなければならない自営業者の人や、給与所得者の人等でも医療費控除等で確定申告をされる場合は、ワンストップ特例の対象になりません。
- ② 寄附先の自治体に特例適用の申請書を提出していても、確定申告や住民税申告をされた場合は、ワンストップ特例の適用は受けられなくなります。
申告をされる場合は、寄附金に関する領収書等も必要になりますのでご注意ください。
- ③ ワンストップ特例は、平成27年4月1日以降の寄附が対象になりますので、平成27年1月から3月の間に「ふるさと納税」をされた人は、4月以降に行った「ふるさと納税」分を含めて確定申告してください。
- ④ 6団体以上の自治体に寄附された場合、すべての寄附についてワンストップ特例の適用は受けられなくなりますので、その場合は必ず確定申告をしてください。
- ⑤ 寄附をした翌年1月1日の住所地の市町村が、寄附先の自治体に届け出た住所地と異なる場合は、寄附をした翌年1月10日までに寄附先の自治体へ変更届出書を提出する必要があります。

(2) 特例控除限度額の引き上げ

平成28年度以降の個人住民税から、地方自治体に対する寄附金「ふるさと納税」についての特例控除限度額が個人住民税所得割額の2割に引き上げられました。（改正前は1割）